

## 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

(平成16年12月28日 管理者決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱(平成15年1月21日管理者決裁)の全部を改正する。

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、競争入札により請負(工事及び製造に係るものを除く。)の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ、落札者としないうちの手続等を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 調査基準価格 仙台市ガス局契約規程(昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「契約規程」という。)第9条第6項(契約規程第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (2) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (3) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (4) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (5) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (6) 事務事項審査委員会 仙台市ガス局契約事務に関する審査委員会規程(平成11年仙台市ガス局規程第20号。以下「委員会規程」という。)第1条第1号に規定するものをいう。

### (対象とする契約)

**第3条** この要綱は、工事に係る業務委託契約であってその予定価格が特例政令基準額以上のもの又は建築物の清掃業務若しくは警備業務(警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。)の委託契約であって、その予定価格が300万円以上のものその他仙台市ガス事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要と認める業務委託契約を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

**2** 前項の場合においては、当該契約に係る契約規程第5条に規定する一般競争入札の公告(以下「入札公告」という。)を実施する場合にあつては当該公告に、施行令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知(以下「指名通知」という。)を実施する場合にあつては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

**(調査基準価格)**

**第4条** 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の65（工事に係る業務委託契約にあつては100分の70）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

**(低価格入札があった場合の措置)**

**第5条** 入札事務を執行する職員は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査のうえ後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

**(調査等の実施)**

**第6条** 低価格入札者は、低価格入札が行われた日から原則として7日以内に、誓約書（様式第1）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で管理者が指定するものを管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低価格入札者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

- (1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあつては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあつては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 管理者は、最低価格入札者について低価格調査票を作成するものとする。

**(管理者による措置)**

**第7条** 管理者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであつて、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、事務事項審査委員会に委員会規程第2条第9号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

**(事務事項審査委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)**

**第8条** 前条後段の場合、事務事項審査委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内

容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により提出された事務事項審査委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

#### (次順位価格の入札者等の準用)

**第9条** 管理者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項、第7条及び前条の規定を準用する。

- 2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

#### (入札者への通知)

**第10条** 管理者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

- 2 管理者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とししない場合、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。
- 3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

#### (契約の特約等)

**第11条** 管理者は、契約の適正な履行を確保するため、第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

- 2 管理者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほかに、当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

#### (労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査)

**第11条の2** 管理者が第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該契約の相手方に対し、当

該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め、又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

(実施細目)

**第12条** この要綱に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同日前に発注手続に着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月1日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し、同日前に入札を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月9日改正)

(実施期日)

この改正は、平成19年8月10日から実施する。

附 則 (平成23年5月2日改正)

(実施期日)

この改正は、平成23年5月2日から実施する。

附 則 (平成24年9月18日改正)

(実施期日)

この改正は、平成24年9月18日から実施する。

附 則 (平成26年10月1日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成26年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成26年10月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 1 月 25 日改正）

この改正は、平成 30 年 1 月 25 日から実施する。

様式第1（第6条関係）

# 誓約書

平成 年 月 日

仙台市ガス事業管理者 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名 印

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、  
また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を  
求められた際には、誠実に応じることをあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

- 第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。
- 第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書、建築設計業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第41条の2第1項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第35条の2第1項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書】

(契約の保証)

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

(違約金の徴収)

第2条 本則第25条の2第1項中「10分の1に相当する額（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（規程第16条第9号に該当する場合にあっては、管理者が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。